

事務連絡
令和4年5月12日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その30）

標記については、令和3年11月10日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、岩手県の非商業用家きん施設において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及びEU等向けに輸出される輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品については、輸出検疫証明書の交付を停止する旨、香港向けに輸出される家きん肉及び家きん由来製品については、非商業用家きん施設での発生であったことを踏まえ、香港当局が輸入停止措置を適用しないと判断したことから、輸出検疫証明書の交付を継続する旨、農林水産省から連絡がありました。

また、香港当局との協議を踏まえ、香港向けに輸出される家きん肉、家きん肉製品、殻付き卵及び家きん卵製品については、宮城県で生産及び処理されたものの輸出検疫証明書の交付を再開する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及びEU等向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、別紙のと通りの対応をお願いします。

なお、衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が別紙のとおり生産又は処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

(別紙)

1 国別の対応

(1) 香港、シンガポール、ベトナム及びマカオ

2に掲げる高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）発生都道府県で生産又は処理されたものについては、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIE の加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書が交付されるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。

(2) 台湾及びEU等

全国において衛生証明書の発行を停止すること。

2 HPAI 発生都道府県

次に掲げる都道府県を HPAI 発生都道府県とする。なお、輸出先国及び発行可能期間の記載がある都道府県については、記載された期間に生産及び処理されたものに限り衛生証明書を発行して差し支えない。

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
秋田県	
鹿児島県	香港向け：令和3年10月21日以前又は 令和4年3月4日以降 シンガポール向け：令和4年2月21日以降 ベトナム向け：令和4年2月14日以降 マカオ向け：令和4年2月14日以降
兵庫県	香港向け：令和3年10月25日以前又は 令和4年1月28日以降 シンガポール向け：令和4年1月25日以降 ベトナム向け：令和3年12月21日以降 マカオ向け：令和3年12月21日以降
熊本県	香港向け：令和3年11月10日以前又は 令和4年1月28日以降 シンガポール向け：令和4年1月25日以降 ベトナム向け：令和4年1月3日以降

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
	マカオ向け：令和4年1月3日以降
千葉県	香港向け：令和3年12月28日以前又は 令和4年3月17日以降 シンガポール向け：令和4年3月22日以降 ベトナム向け：令和4年2月25日以降 マカオ向け：令和4年2月25日以降
埼玉県	香港向け：令和3年11月14日以前又は 令和4年1月28日以降 シンガポール向け：令和4年1月25日以降 ベトナム向け：令和4年1月9日以降 マカオ向け：令和4年1月9日以降
広島県	香港向け：令和3年11月14日以前又は 令和4年1月28日以降 シンガポール向け：令和4年1月25日以降 ベトナム向け：令和4年1月10日以降 マカオ向け：令和4年1月10日以降
青森県	
愛媛県	香港向け：令和3年12月8日以前又は 令和4年3月4日以降 シンガポール向け：令和4年2月21日以降 ベトナム向け：令和4年2月16日以降 マカオ向け：令和4年2月16日以降
岩手県	香港向け：令和4年1月20日以前又は 令和4年3月17日以降
宮城県	<u>香港向け：令和4年3月2日以前又は</u> <u>令和4年5月12日以降</u> シンガポール向け：令和4年5月4日以降 ベトナム向け：令和4年4月26日以降 マカオ向け：令和4年4月26日以降
北海道	

